

賃金等の変動に対する工事請負契約事項第 2 5 条第 6 項（インフレ条項）の運用の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
賃金等の変動に対する工事請負契約事項第 2 5 条第 6 項（インフレ条項）の運用 平成 26 年 2 月 6 日 制定 <u>令和 4 年 12 月 26 日 改正</u> 1. 適用対象工事 （1） （略） （2）発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準<u>又は物価水準の</u> 変更がなされた時とする。 2. 請求日及び基準日等について （略） 3. スライド協議の請求 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこと _____とする。 4. 請負代金額の変更 （略） 5. 残工事量の算定 （略） 6. 物価指数 （略） 7. 変更契約の時期 （略） 8. 全体スライド及び単品スライド条項との併用 （略）	賃金等の変動に対する工事請負契約事項第 2 5 条第 6 項（インフレ条項）の運用 平成 26 年 2 月 6 日 制定 _____ 1. 適用対象工事 （1） （略） （2）発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準_____が変更がなされた時とする。 2. 請求日及び基準日等について （略） 3. スライド協議の請求 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、<u>その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。</u> 4. 請負代金額の変更 （略） 5. 残工事量の算定 （略） 6. 物価指数 （略） 7. 変更契約の時期 （略） 8. 全体スライド及び単品スライド条項との併用 （略）